



被保険者証の更新時期です

次の表に示す被保険者証等は更新時期になっています。8月から病院にかかる際は、送付した新しい被保険者証等を医療機関の窓口で提示してください(受給者証、認定証は被保険者証とセットでご使用ください)。

既にお持ちの被保険者証等は7月末日の有効期限後に破棄してください。

今回更新となる受給者証、認定証以外にも、申請によって適用を受けることができる認定証があります。ご希望の方は役場の国保担当窓口で申請することをお願いします。

8月に更新する各種被保険者証など

後期高齢者医療加入者	1. 後期高齢者医療被保険者証	
	対象	加入者全員
	交付	該当者に郵送
	2. 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
対象	世帯全員が住民税非課税の方	
内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ(限度額の適用) ・入院した時の食事負担額の軽減	
交付	該当者に郵送	
国民健康保険加入者 (70歳以上)	3. 国民健康保険高齢受給者証	
	対象	国保加入者全員
	交付	該当者に郵送
	4. 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	
	対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ(限度額の適用) ・入院した時の食事負担額の軽減
交付	該当者に郵送 受理後役場で申請手続き(印鑑持参)	

申請によって適用を受けることができる認定証

国民健康保険加入者 (70歳未満)	1. 国民健康保険限度額適用認定証	
	対象	住民税が課税の世帯
	内容	医療機関での窓口負担額の引き下げ(限度額の適用)
	交付	申請により交付(要手続き)
	2. 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	
	対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ(限度額の適用) ・入院した時の食事負担額の軽減
	交付	申請により交付(要手続き)
	3. 国民健康保険標準負担額減額認定証	
対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯	
内容	入院した時の食事負担額の軽減	
交付	申請により交付(要手続き)	

お問い合わせ 大雪地区広域連合国民健康保険対策室 ☎82-3697 (内線562、563)
役場定住促進課住民室 ☎82-2111 (内線111)